



平成 28 年 2 月 29 日

各 位

会 社 名 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 嶺井 武則  
 (JASDAQ・コード3779)  
 問合せ先 業務管理統括本部 課長  
 丸山 博之  
 (電話 03-5114-0761)

## 第三者割当により発行される株式及び第7回新株予約権の募集

### 並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において下記の通り第三者割当により発行される株式の募集（以下「本新株式」という。）及び第三者割当により発行される第7回新株予約権の募集（以下「本新株予約権」という。）を行うことについて、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。また、本新株式の割当によって、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

#### 記

#### I 第三者割当による新株式及び新株予約権の発行

##### 1. 募集概要

##### <本新株式の募集の概要>

(1) 払込期日	平成28年3月24日（木）
(2) 発行新株式数	当社普通株式 3,529,500株
(3) 発行価額	1株につき 金85円
(4) 調達資金の額	金300,007,500円 発行所費用の概算額を差し引いた手取概算額については、下記3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期をご参照ください。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当方式 丁廣鎮氏 2,353,000株 株式会社明日クリエイト 1,176,500株
(6) その他	上記各号については金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件とします。

##### <本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	平成28年3月24日（木）
(2) 新株予約権の総数	23,530個
(3) 発行価額	金1,341,210円（本新株予約権1個当たり57円）
(4) 当該発行による潜在株式数	2,353,000株（本新株予約権1個につき100株）

(5) 調達資金の額	<p>金201,346,210円</p> <p>(内訳) 新株予約権発行分 金1,341,210円  新株予約権行使分 金200,005,000円</p> <p>発行所費用の概算額を差し引いた手取概算額については、下記3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期をご参照ください。</p>
(6) 行使価額	1株あたり85円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当の方法による</p> <p>丁廣鎮氏23,530個</p>
(8) その他	<p>①本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の終値が20取引日を連続して、当該各取引日における行使価格の180%を超えた場合、当社は当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金57円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。</p> <p>③上記各号については金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする。</p>

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集の目的及び理由

当社グループは、持株会社として理美容事業、衛星放送事業、教育コンサルティング事業及び広告代理店事業等を行って参りました。平成27年5月の衛星放送事業終了を機に各事業の見直しを行い、現在は理美容事業及び教育コンサルティング事業を主な事業としております。

しかしながら、平成27年10月26日付「業績予想の修正及び営業外損失の発生に関するお知らせ」で公表しております通り、当初予想売上高438百万円、営業利益0百万円の見込みに対し、売上高336百万円、営業損失22百万円と平成28年3月期の通期の連結業績予想を修正しております。また、継続企業の前提に関する注記にも記載の通り、営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを継続的に計上しており、平成28年3月期第3四半期において自己資本比率が9.9%となっております。そこで、早急に財政状態を安定させ、継続的に営業利益及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上する体制を確立することで、当該注記を解消することが重要な課題であることを認識しております。

これは当社グループが主な事業としている理美容事業の業界全体の懸念事項とも言える顧客の理美容店又はエステサロン（以下、「理美容店等」という。）への来店頻度の減少が1つの原因と考えられます。具体的には、理美容店等で使用されるシャンプー、ヘアカラー等の業務用理美容商材の販売の減少、ネット通販やディスカウントストアの台頭によるサロン専用店舗販売商品の価格破壊等による販売不振が一因として挙げられます。

当社グループではこれらの状況を克服するため、新しい試みとして理美容事業においてOEM商材の販売を推し進めて参りました。顧客である理美容店等も昨今の顧客来店頻度の低下による利益率の減少を補うため、自社の利益率の高いOEM商品の扱いに前向きであったものの、当社グループ内においてOEM商品に関する専門知識を有した従業員の減少、また新規

従業員の教育にも時間がかかること等の理由から、OEM 商品に係る業務の一部を外注せざるを得ない事等から、納品スケジュールの遅延や業務の外注に伴う費用の増加となり想定しておりました売上及び利益率の確保が出来ておりません。当社グループでは現在の販路を利用して自社商品の開発及び発売も検討いたしました。商品販売を成功させるために必要なブランド、質の高い広告宣伝及び理美容店以外の販路の構築が必要と考え、これらを自社商品の事業展開で対処すべき課題と認識いたしました。

このような課題に対処するため、当社グループにおいて新たな自社商品を展開し、また現在の主要事業である理美容事業を立て直すために、一からブランド構築をするのではなく、既に知名度のあるブランドを取得することを検討いたしました。当然、当社グループ内で新たなブランドを構築することも検討いたしました。新規のブランドを確立するための市場調査、認知度を高めるための広告及び全体の企画等、ブランド立ち上げに要する費用及び時間がかかりかかる事が想定されます。そこで、当社グループの課題でもあります財政状況の早期の黒字化が急務であるため、本日付「連結子会社における事業の一部譲受及び新たな事業の開始並びに商号の変更に関するお知らせ」で公表しております通り、株式会社モール・オブ・ティーヴィー（以下、「モール・オブ・ティーヴィー」という。）が発行している創刊14年の女性誌「Soup.」の出版事業及び現在既に当該雑誌に関連する商標「Soup.plus+」の使用権を付与して収益を得るライセンス事業を平成27年9月より開始している株式会社ジャック・メディア・キャピタル（以下、「ジャック・メディア・キャピタル」という。）より当該ライセンス事業を譲受けることとしました。なお、平成27年10月26日付「持分法適用関連会社の異動（株式譲渡）及び特別損失の計上に関するお知らせ」において公表しております通り、当社は持分法適用関連会社であったモール・オブ・ティーヴィーにおいて出版事業の業績改善が遅れていることから同社株式の一部を割当予定先である丁 廣鎮氏に売却しておりますが、ジャック・メディア・キャピタルにおいて軌道に乗り始めたライセンス事業を当社グループで出版事業と同時に譲受けることが可能になったことにより雑誌単体ではなくライセンス事業及びそのブランドを利用した物販事業を行う目算が立ちました。その結果、当社グループにおいて出版事業、ライセンス事業、物販事業及び既存の理美容事業を総合的に運営することで、相乗効果を狙ったビジネスモデルの運営が可能になると判断したことから、上記株式譲渡後に本事業譲渡を行うこととしております。

当社グループは、当該ブランドの商標を商品種別ごとに分類したものを他社に付与する事で、他業種においてもライセンス事業を拡大し、さらに自社において当該ブランドを使用した化粧品の新規商品の展開を行って参ります。新規事業の詳細につきましては次に記載の通りですが、当社グループでは今回の資金調達により雑誌事業、ライセンス事業及びそれらのブランドを利用した物販事業を新規ビジネスモデルとして実現し、既存の理美容事業におきましてもブランドを利用した商品販売を始めることで、各事業を相互的に関連させ、当社グループの全体的な企業価値の向上を目指して課題の克服をして参ります。

#### ①出版

モール・オブ・ティーヴィーが発行している女性誌「Soup.」を引き続き発売して参ります。なお、現状の雑誌広告売上加え、商標「Soup.plus+」をライセンス付与している企業からの広告売上を獲得することで出版事業の収益改善を行います。

#### ②ライセンスビジネス

ジャック・メディア・キャピタルにおいて平成27年12月より全国のアパレルショップにて商標「Soup.plus+」を使用したライセンスビジネスが展開されており、また平成28年1月には他業種である眼鏡販売店においてもライセンスの付与が決定しております。当社グループは、当該事業の譲受け後においても上記ライセンスビジネスを維持・拡大し、他の分類においてもライセンスの付与を進めて参ります。なお、当該ビジネスモデルは上記記載の通り商標「Soup.plus+」を付与するライセンス契約締結することにより、ライセンスを付与した企業から当該商標を使用した商品の収益に応じた対価を受領するビジネスモデルです。

### ③物販

商標「Soup. plus+」のライセンス付与のうち化粧品については、当社の連結子会社である株式会社ウエルネス（以下、「ウエルネス」という。）を含めた化粧品関連取引先と協力し、新規商品の開発、製造及び販売を行います。当社グループの課題を克服するためにも、商品の基本である4P（プロダクト、プライス、プロモーション、プレイスメント）を分析し、販売方針を定めて進めて参ります。

プロダクトは理美容事業において過去に培った取引先とのパイプに加え、雑誌の読者モデルや雑誌購読者の意見を参考にし、プライスは雑誌の購買層であるターゲット顧客などから市場調査を行い、プロモーションは雑誌やイベントを利用し、プレイスメントは現状の理美容店だけでなく、一般市場を視野にいれて販路を構築して参ります。

また、物販事業と出版事業を連動させることにより、上記記載の雑誌の読者モデルや雑誌購読者に対する市場調査、SNS の利用及びイベントの開催等を商品販売を行う上でのプロモーション等に活かし、雑誌ブランドを活用したネットでは得られない雑誌媒体の信用を利用した総合的なマーケットの構築を行って参る所存です。

### (2) 資金調達の方法として第三者割当を選択した理由

当社は、資金を調達するに当たり各種資金調達の方法について検討をいたしました。資金調達の方法といたしましては、金融機関からの借入、公募増資、株主割当増資及び第三者割当増資が考えられますが、下記の理由により第三者割当増資以外は資金調達方法として合理的でないと判断いたしました。

#### ①金融機関からの借入

現状の当社グループの財政状態及び業績での融資、また新規事業立ち上げという資金使途での融資を金融機関から取り付けるのは難しい状況となっております。

#### ②公募増資及び株主割当増資

当社の継続赤字の業績、無配が続いている現状及び現在の市場環境等を勘案した場合、新株又は新株予約権に対する申込希望者が見込めないことが想定されることから、必要な資金を調達できる可能性が低いと考えられます。

一方で、第三者割当増資の場合には確実に資金を調達することが可能であります。また本新株予約権の発行に当たっては大規模な希薄化が生じますが割当予定先と協議した結果、割当予定先は株価等の市場環境を考慮した上で、当社の新たなブランドの取得計画に合わせて段階的に行使することを努力する旨口頭で表明しており、本新株式と本新株予約権の組み合わせにより、本第三者割当による株式の希薄化が資金需要の発生時期及び規模に応じて段階的に進むと期待されます。また当該資金調達により当社の収益基盤及び財務基盤が安定することによって企業価値の向上が図られ、中長期的には株主価値が高まるものと考えております。

### (3) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次の通りとなります。

- ①本新株予約権は発行当初から行使価格85円及び割当株式数2,353,000株で固定されており、将来的な市場価格の変動によって条件が変動することはありません。なお、株式分割等一定の条件が生じた場合には、行使価格及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ②本新株予約権には、上記「本新株予約権募集の概要」の「(8) その他」記載の通り、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- ③本新株予約権には、上記「本新株予約権募集の概要」の「(8) その他」記載の通り、譲

渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

- ④本新株予約権の行使が進んだ場合2,353,000株の新株式が交付されるため既存株式に希薄化が生じます。
- ⑤また本新株予約権による資金調達当初の計画通りとならない場合、新規事業計画を調整するとともに別途資金調達を検討する可能性があります。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（手引手取概算額）

① 払込金額の総額	501,353,710円 (内訳) 本新株式の発行による調達額 300,007,500円 本新株予約権の発行による調達額 1,341,210円 本新株予約権の行使による調達額 200,005,000円
② 発行諸費用の概算額	5,750,000円
③ 差引手取概算額	495,603,710円

※発行所費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

※発行所費用の概算額の内訳は、登録免許税及び司法書士報酬1,200,000円、株式事務代行手数料450,000円、株式上場手数料500,000円、新株予約権価値算定費用2,400,000円及び割当予定先に対するバックグラウンド調査費1,200,000円を予定しております。

※本新株予約権につきましては、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権証券を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

##### 本新株式

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①事業譲受費用	100	平成28年4月
②商品開発費用及び商品	142	平成28年4月～平成30年3月
③オンラインショップ及びニュースサイト運用費	52	平成28年4月～平成30年3月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座で管理いたします。

※事業譲受から関連ビジネスの運営までを一貫して行うことで相乗効果が見込まれることから、調達資金の全額を確実な調達手段である本新株式による資金調達といたしました。

##### ①事業譲受費用

当社グループは、新たな自社商品の展開を検討するに当たり知名度の高いブランドが必要と考えております。しかしながら、ブランド構築に要する時間を読むのが難しく、現状において時間の優先が先決であること、財政状況において早期の黒字化が必要であることから、当社の連結子会社である株式会社エスコム（以下、「エスコム」という。）においてモール・オブ・ティーヴィーより創刊14年で知名度のある女性誌「Soup.」に関連する出版事業を、また当該女性誌に関連する商標「Soup. plus+」を保有するジャック・メディア・キャピタルより、当該商標を全国のアパレル店や現在展開準備をしている眼鏡店に対して付与することで収益を得るライセンス事業を合わせて概算100百万円で譲受け、両事業に関連するブランドで新規商品を展開するとともに、譲受事業を総合的に展開して参ります。

##### ②商品開発費用及び商品

エスコムにおいて、譲受けた「Soup. plus+」ブランドを使用した化粧品を、当社の主要事業である理美容事業を担当しているウエルネスの取引先メーカーの協力を仰いで開発

し、当該商品をウエルネス及び新しい販路を通じて販売して参ります。なお、商品開発費用及び商品として概算142百万円を予定しております。

### ③オンラインショップ及びニュースサイト運用費

エスコムにおいて、女性誌「Soup.」掲載商品、ライセンス事業において商標「Soup. plus+」をライセンス付与している企業の取扱商品及び同じく「Soup. plus+」ブランドの自社化粧品等を販売するオンラインショップ及び女性誌「Soup.」の情報を含むファッション情報を中心に配信するニュースサイトも開設する予定です。両サイトを合わせて概算52百万円の費用を予定しております。

## 本新株予約権

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
①事業取得費用	100	平成29年10月～平成30年1月
②商品開発費用及び商品	70	平成29年10月～平成30年3月
③運転資金	30	平成29年10月～平成30年3月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座で管理いたします。

※調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額（200百万円）につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権が消却した場合には、当初の計画通りに資金調達できない可能性があります。資金調達できない場合は、再度の増資等の検討により充当又は中止・規模縮小等により対応する予定であります。

※上記の資金用途につきましては、上記記載の本新株式の発行による資金調達において譲受ける女性誌「Soup.」の出版事業以外に、知名度のある女性誌の出版事業及び店舗運営や芸能関連等の出版関連事業の取得を下記記載の通り検討しており、当該事業取得計画の進捗により当該計画の規模や時期の変更、停止及び中止が比較的可能であるため、本新株式による資金調達方法ではなく本新株予約権による資金調達が最適と判断いたしました。また、実際の支出予定時期につきましては、上記事業取得計画の進捗に合わせて本新株予約権を行使するよう努力する旨割当予定先が表明しているため、当該事業取得計画の進捗と合わせて、当該割当予定先と本新株予約権の行使時期を協議の上、決定する予定です。

### ①事業取得費用

当社グループは、安定的に営業黒字及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上し、継続企業の前提に関する注記を解消するために上記新株式による資金調達での事業譲受けによる事業展開をさらに拡大していく必要があると考えております。そこで、エスコムにおいて、今後女性誌「Soup.」以外の知名度のある雑誌に関連する事業を取得し、「Soup.」及び「Soup. plus+」と同様に当該雑誌の出版事業、当該雑誌のブランドを利用したライセンス事業及び物販事業を行うことを検討しております。現在取得する知名度のある雑誌につきましては情報伝達速度や理美容事業との関連性を踏まえ女性誌を検討しております。なお、現在取得候補の知名度のある雑誌について検討を行っておりますが、当該雑誌の発行部数及び当該雑誌の関連事業並びにライセンス事業及び物販事業との関連性を検討した結果、雑誌「Soup.」及び商標「Soup. plus+」を付与するライセンス事業と同等の事業価値が見込めることから、当該雑誌の取得費用として概算100百万円を予定しております。

### ②商品開発費用及び商品

エスコムにおいて、取得した雑誌ブランドを使用する商品開発をウエルネスの取引先メーカーの協力を仰いで進め、上記「Soup. plus+」ブランドとして開発した商品と同様に自社商品を製造及び販売し、展開する予定です。現状におきましては化粧品の開発を想定しておりますが、上記「Soup. plus+」ブランドにおけるライセンス事業及び物販事業の進捗次第では、化粧品以外の商品の取扱いも行う可能性があります。なお、上記記載の通り事業の取得候補として女性誌を検討しており、「Soup. plus+」ブランドとして開発する商品を念頭において算定した結果、商品開発及び保有する商品の費用として概算70百万円を予定しております。

### ③運転資金

エスコムにおいて、取得した雑誌ブランドに関連する雑誌事業、ライセンス事業及び物販事業を行っていくに当たり、上記「Soup.」及び「Soup. plus+」ブランドに関連する事業を拡大する必要があるため、国内に限らず販路を開拓するためのオンラインショップの開設等を中心に算定した結果、当該費用として概算30百万円を予定しております。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株式及び本新株予約権の第三者割当増資により調達する資金は、「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した通り、雑誌事業、ライセンス事業及び物販事業等の新たな収益の柱となる新規事業の構築に使用するものであります。また新規事業に関連するブランドを使用した商品を既存の理美容事業においても販売することにより、新規事業だけではなくグループ全体の売上及び収益の向上が見込まれます。

当該施策により当社グループの営業黒字化及び収益基盤の安定化を目指すことで、企業価値又は株主価値の向上につながると考えられることから、資金使途として合理的であるものと判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ①本新株式

本新株式の発行価額は、本株式に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年2月26日）の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値94円を参考に85円（ディスカウント率9.57%）といたしました。上記払込金額は、日本証券業協会「第三者割当増資」の取り扱いに関する指針（平成22年4月1日）（以下「日証協指針」という。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近営業日の価格）を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。また、発行価格のディスカウント率につきましては、当社が前期まで4期連続の連結当期純損失を計上していること等の経営状況を勘案し、割当予定先と協議いたしました。その結果、当社グループの経営状況から割当予定先に対しては一定のディスカウントをせざるを得ないと判断するとともに、他方で当社の既存株主の利益を考慮するため、日証協指針を参考に上記のディスカウント率を決定いたしました。

なお、当該発行価格は取締役会決議日の直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値89円に対する乖離率は4.49%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値95円に対する乖離率は10.53%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値102円に対する乖離率は16.67%のディスカウントとなっております。

当社といたしましては、上記払込金額は日証協指針に照らしても、合理的で有利発行に当たらないと判断しており、上記取締役会に出席した社外監査役の美濃部健司氏及び御子柴健治氏より、当社経営状況が良好とは言えない中で一定のディスカウントをすることはやむを得ないこと及び上記発行価格は当社株式の価値を表す客観的な値である市場価値を基準とし、日証協指針にも準拠したものであることから、上記払込金額は、割当予定先に特に有利なものではなく、有利発行に該当せず適法である旨の意見を得ております。

#### ②本新株予約権

当社は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役 野口 真人）に対し、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を依頼し、同

社が本新株予約権の公正価値を算定した評価書の結果（1個あたり約57円）を参考に、当社の業績動向、財政状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を57円（1株当たり0.57円）といたしました。

当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、基準となる当社の株価（94円）、行使価額（85円）、普通株配当（0円）、行使期間（2年）、無リスクレート（-0.223%）、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ57.89%）、発行会社の行動（基本的に割当先の権利行使を待つものとする。取得条項（コール・オプション）については、株価が20取引日連続して行使価格の180%以上になった場合残存する新株予約権を2週間後に取得するものとする。）及び割当予定先の行動（割当先は随時権利行使を行うものとする。但し、一度に行う権利行使の数は、1回当たり409個（40,900株）とし、行使して得た株式は一定量（約40,900株/日：1日当たり平均売買出来高の約10%）ずつ売却するものとし、全てを売却した後、次の権利行使を行うものとする。）など一定の前提を置き、評価を実施しております。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金57円（1株当たり0.57円）といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財政動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等）を勘案するとともに当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、本新株式の発行価額と同額に当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年2月26日）の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値を参考に85円（ディスカウント率9.57%）といたしました。ディスカウント率を9.57%とした理由は、本新株式の発行と同様に当社が前期まで4期連続の連結当期純損失を計上していること等の経営状況を勘案し、割当予定先と協議いたしました。その結果、割当予定先に対しては一定のディスカウントをせざるを得ないと判断したためであります。なお、当該発行価格は取締役会決議日の直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値89円に対する乖離率は4.49%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値95円に対する乖離率は10.53%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値102円に対する乖離率は16.67%のディスカウントとなっております。また、上記取締役会に出席した社外監査役の美濃部健司氏及び御子柴健治氏は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることにより、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行には該当せず適法である旨の意見を表明しております。また、行使価額についても、当社経営状況が良好とは言えない中で一定のディスカウントをすることはやむを得ないこと及び当社株式の価値を表す客観的な値である市場価値を基準としていることから、行使価額に対する会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式により発行される株式数は3,529,500株及び本新株予約権の行使により発行される株式2,353,000株の合計5,882,500株（以下、「今回発行済株式総数」という。）は、平成28年2月29日現在の発行済み株式数6,119,890株の96.12%（総議決権に対して96.14%）に相当するため、当社株式の1株あたりの株式価値に大幅な希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本新株式及び本新株予約権の第三者割当増資による資金調達につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、①自己資本比率が低迷しているため財務体質の安定が必要であること。②新たに雑誌事業、ライセンス事業及び物販事業を展開するだけでなく、既存の理美容事業を立て直すことで、各事業の連携により相乗効果生まれ収益が安定すること。③当社の財政状態及び業績での融資、また新規事業立ち上げという資金使途での融資を金融機関から取り付けることは難しい状態であること。④営業赤字を継続している業績、無配が続いている現状及び現在の市場環境等を勘案した場合、公募増資や株主割当による新株又は新株予約権に対する申込希望者が見込めないこと。⑤継続的に営業利益及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上する体制を構築し、継続企業の前提に関する注記を解消した場合、グループ全体の企業価値向上につながる。以上の結果、本件資金調達によって全体的な事業規模を拡大させ、グループ全体の企業価値向上を行うためには当該規模の資金調達は必要であり、今後も継続して安定的に収益を計上する体制を整えることは、中長期的には既存株主の株式価値の向上に寄与するものと考えられます。

また、本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先は株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針ですが、当社株式の直近6ヶ月間の1日当たりの平均出来高は76,722株、直近3ヶ月の1日当たりの平均出来高は65,676株、直近1ヶ月間の1日当たりの平均出来高は91,148株となっており、一定の流動性を有しております。一方本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数5,882,500株を本新株予約権の行使期間である2年間で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は11,765株となり、上記直近6ヶ月の1日当たり平均出来高の15.33%、直近3ヶ月の1日当たり平均出来高の17.91%、直近1ヶ月の1日当たり平均出来高の12.91%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

したがって、当社は本新株式及び本新株予約権の第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

## 6. 割当先の選定理由等

### (1) 割当先の概要

#### (丁 廣鎮氏)

①氏名	丁 廣鎮	
②住所	神奈川県横浜市中区	
③職業	株式会社ジャック（所在地：東京都港区赤坂六丁目15番11号、事業内容：ファイナンス業務及びアドバイザー業務等） 代表取締役	
④上場会社と当該個人との関係	資本関係	同氏は当社の筆頭株主及び主要株主でもある株式会社ジャックの普通株式の90%以上を保有する株主であります。また同氏は、当社第6回新株予約権3,483個（348,300株）を保有しております。
	人的関係	同氏は平成22年6月25日まで当社代表取締役会長兼社長に就任しておりました。

④上場会社と当該個人との関係	取引関係	当社と株式会社ジャックとの間で以下の契約を締結しております。 ・業務委託契約 締結日：平成24年11月1日 契約内容：同社及び関連企業に対する株主総会等総務業務の補助 ・賃貸借契約 締結日：平成27年3月20日 契約内容：当社本店所在地ビルの賃貸借
	関連当事者への該当状況	同氏は当社の関連当事者に該当いたします。

※当社は割当予定先及び関連する法人が反社会的勢力の影響を受けている事実及び犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったことを当事者へのヒアリング、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索等により確認いたしております。また、上記とは別に、割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象となっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（住所：東京都港区虎ノ門3-7-12、代表者：代表取締役 古野啓介）に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先及び関連する企業のいずれについても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、過去から現在において違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、またコンプライアンスリスクの観点から重大な問題点等も確認されませんでした。しかしながら、具体的な事実は確認されていないものの、「割当予定先の関連企業（以下「当該関連企業」という。）の取締役1名（以下「当該取締役」という。）に関して、『当該取締役が過去に当社と関係のない企業（以下「当該企業」という。）の取締役に就任していた際に、①当該企業に外部から代表取締役に就任した人物が、過去に一部上場企業において無謀な資金調達や不適切な買収を行い同一部上場企業を事実上倒産させたと言われていたところ、当該人物を当該企業に紹介したのが当該取締役ではないかと言われている、②当該企業の別の取締役が反社会的勢力の親族である』という伝聞情報があり、これらの情報を裏付ける具体的な事実は公開情報の範囲内では確認されていないが、当該取締役が反市場的勢力、反社会的勢力とつながっている恐れがある」旨との報告を得ております。当社は、同報告の内容を当該取締役へ確認したところ、上記①の情報における「紹介」の事実など無く、また②の情報については全く知らず、反市場的勢力・反社会的勢力との関係も無い旨明確に表明されております。当社は、上記当該取締役の表明内容の客観性を担保するため、本件第三者割当において当社と利害関係のない弁護士に対し、本件報告について株式会社 JP リサーチ&コンサルティングに対する確認依頼をしました。当該弁護士が、同社に対して本件報告の情報源について聴取を行った結果、本件報告に含まれる伝聞情報自体の存在を確認したものの、その伝聞情報自体の信用性は高くはない旨の意見書を取得しました。この結果、当社は、いずれの情報も具体的な根拠の無い伝聞情報であり、かつ、当該取締役が否定するあるいは認識していない情報である上、割当予定先と上記①・②の情報はいずれも関係のない事実であることから、割当予定先に反社会的勢力とは関わりがないと判断いたしました（なお、当該取締役は一身上の都合により、平成28年2月24日をもって、当該関連企業の取締役に辞任しております）。なお、当社は、割当予定先につき、反社会的勢力と関係が無いことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

※丁 廣鎮氏は、このたび商標「Soup. plus+」の付与により報酬を得るライセンス事業を譲渡するジャック・メディア・キャピタルの代表取締役であります。なお、当社と同社の間に当該事業譲受以外の直接的な関係はございません。

(株式会社明日クリエイト)

①商号	株式会社明日クリエイト			
②本店所在地	福岡県福岡市中央区港一丁目9番10号			
③代表者の役職・氏名	代表取締役 松嶋 由里子			
④事業内容	資産管理及び経営コンサルティング			
⑤資本金	1百万円			
⑥設立年月日	平成25年5月8日			
⑦発行済株式数	20株			
⑧決算期	12月			
⑨従業員数	2名			
⑩主要取引先	-			
⑪主要取引銀行	みずほ銀行			
⑫大株主及び持株比率	妹尾 勲 100.00%			
⑬上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません		
⑭最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
純 資 産		-	950	1,173
総 資 産		-	38,709	119,673
1株あたり純資産(円)		-	47,524.5	58,690.4
売 上 高		-	-	-
営 業 利 益		-	△8	△446
経 常 利 益		-	△8	382
親会社株主に帰属する当期純利益		-	△49	223
1株あたり当期純利益(円)		-	△2475.5	11,165.9
1株あたり配当金(円)		-	-	-

(単位：千円。特記しているものを除く。)

※当社は割当予定先及び割当予定先の代表取締役が反社会的勢力の影響を受けている事実及び犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったことを当事者へのヒアリング、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索等により確認いたしております。また、上記とは別に、割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象となっているかにか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティングに調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先及び割当予定先の代表取締役のいずれについても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、過去から現在において違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、またコンプライアンスリスクの観点から重大な問題点等も確認されなかったとの回答を得ております。上記の通り、割当予定先及び割当予定先の代表取締役と反社会的勢力との関係は確認できないことから、当社として、割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当先を選定した理由

### (丁 廣鎮氏)

丁廣鎮氏は、当社の筆頭株主及び主要株主である株式会社ジャックの代表取締役であり、投資銀行を経てファイナンス業務及びアドバイザー業務等を含めた投資業務を長年手がけております。また同氏は、数年間に渡り当社の安定株主の代表取締役としての信頼もあり、

現在まで当社グループの経営に介入する意思や言動もなく、当社グループに対して非常に協力的です。そこで、このたび当社グループの企業価値を上げる目的で、当社連結子会社において事業譲受を行い、当社の新規事業の展開を検討するにあたり、商標「Soup. plus+」を付与するライセンス事業を営むジャック・メディア・キャピタルが全国展開しているアパレル店とライセンス契約を締結したことを起点として新しいビジネスモデルを検証し始めた平成27年12月頃より、新規事業の要となる商標「Soup. plus+」を付与するライセンス事業を行っているジャック・メディア・キャピタルの代表取締役である同氏に対して当該事業の譲受に関して面談を申し入れた結果、当社グループの将来性、新しいライセンスビジネスの展開に関して賛同をいただき、当該事業の譲受けについてご了承いただきました。更に同氏からは、新規ビジネスモデルを進めるに当たり豊富な事業経験からアドバイスもいただき、当社グループの抱える課題を克服すべくご協力をいただける旨も得られたため、当社グループの企業価値向上につながると判断し、同氏を割当予定先として選定し、本件第三者割当増資の引受について要請しております。

(株式会社明日クリエイト)

株式会社明日クリエイト（以下、「明日クリエイト」という。）は、前記2.（1）に記載しておりますモール・オブ・ティーヴィーの筆頭株主及び主要株主であり、事業の一部譲受等に関して事業譲渡会社の出版事業についても熟知されております。このたびの当該事業に関して理解のある同社に対して事業の一部譲受けに関して面談を申し入れたところ、雑誌出版に関する将来性及び雑誌ブランドを利用してのライセンスビジネスの展開にも理解を示され、それらを含む事業全般の将来性についても賛成の意を示しております。また、当社グループの財政状況、資金需要、資金調達時期などについてもご理解を頂ける割当予定先であること、また経営には興味がないことを確認できたことから同社を割当予定先として選定し、本件第三者割当の引受について要請しております。

### (3) 割当予定先の保有方針

(丁 廣鎮氏)

当社は、割当予定先である丁廣鎮氏と当社の間において、本株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式について継続保有に関する取り決めはございません。また同氏は、当社に対して当社グループの企業価値向上を図ることを目的に取得していることから長期的な視点で保有しますが、経営に介入せず、支配株主となる意思がないことから、支配株主とならないように可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式の一部を売却していく方針であることを口頭で表明しております。

なお当社は同氏より、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(株式会社明日クリエイト)

当社は、割当予定先である明日クリエイトとの間において、当社株式の継続保有に関する取り決めはございません。また同氏は、当社に対して今回取得する当社株式の保有方針は純投資であること及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していく方針であることを口頭で表明しております。

なお当社は同氏より、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

(丁 廣鎮氏)

当社は、割当予定先である丁廣鎮氏が、本新株式及び本新株予約権に必要な自己資金を有していることを預金通帳の写し及び本人へのヒアリングで確認しております、また自己資金に追加して、本第三者割当増資に当たり同氏が代表取締役を務める株式会社ジャック・インベストメントを經由して銀行借入れにより資金を調達しております。なお、本新株式の募集に関する払込みに株式会社ジャック・インベストメントを經由した借入金を、本新株予約権の募集に関する払込み及び本新株予約権の行使に関する払込みに自己資金の使用を予定している旨説明を受けております。

(株式会社明日クリエイト)

当社は、割当予定先である明日クリエイトが本新株式に必要な資金を株主である妹尾 勲氏より調達していることを預金通帳の写し及び同社へのヒアリングで確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成27年9月30日現在)		募集後 (新株予約権行使前)		募集後 (新株予約権行使後)	
株式会社ジャック	11.03%	丁 廣鎮	24.38%	丁 廣鎮	39.21%
株式会社イー・プレイヤーズ	4.09%	株式会社明日クリエイト	12.19%	株式会社明日クリエイト	9.80%
株式会社大塚商会	3.15%	株式会社ジャック	7.00%	株式会社ジャック	5.63%
大商株式会社	2.45%	株式会社イー・プレイヤーズ	2.59%	株式会社イー・プレイヤーズ	2.08%
白藤 昭武	2.30%	株式会社大塚商会	1.55%	株式会社大塚商会	1.25%
丁松 宏樹	2.03%	大商株式会社	1.19%	大商株式会社	0.96%
安田 武志	1.87%	白藤 昭武	1.04%	白藤 昭武	0.83%
佐久間 真理	1.69%	丁松 宏樹	0.84%	丁松 宏樹	0.67%
井出 雅一	1.43%	安田 武志	0.74%	安田 武志	0.59%
株式会社SBI証券	1.37%	佐久間 真理	0.69%	佐久間 真理	0.56%

※上記は平成27年9月30日における株主名簿を基に、今回の第三者割当増資により増加した株式数を加算したものであります。

※割当予定先である丁 廣鎮氏は、上記以外に当社第6回新株予約権3,483個(348,300株)を保有しております。

※新株予約権の割当予定先である丁 廣鎮氏は「6. (3) 割当予定先の保有方針」に記載した通り、支配株主にならないよう可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の一部を売却する予定です。

8. 今後の見通し

本件第三者割当による平成28年3月期連結業績に与える影響は軽微であります、中長期的には新規事業だけではなく既存の理美容事業においても事業規模が拡大することから、グループ全体の企業価値向上に寄与するものと考えております。

9. 企業行動規範上の手続

前記5.(2)に記載の通り、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は希薄化率が96.14%となり、25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要がありますが、今回の資金調達につきましては、

当社の経営計画上必要な資金であること及び臨時株主総会の開催等のコストと時間が嵩むことなどから、「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」の方法を採用いたしました。当社は経営者から一定程度の独立した者として、当社の経営に関する実情を把握している当社社外取締役の関口博氏及び社外監査役の美濃部健司氏及び御子柴健治氏を選定し、事前に今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。以上の経緯を経て、発行決議日である平成28年2月29日に当社社外取締役の関口博氏及び社外監査役の美濃部健司氏及び御子柴健治氏より、「本新株式及び本新株予約権の必要性及び相当性について検討した結果、今回の本新株式及び本新株予約権の募集規模は合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の意見を得ております。

なお当該意見書の概要は以下の通りです。

#### ①資金調達の必要性

本新株式及び本新株予約権の発行による全体としての資金調達の必要性については、自己資本比率が低迷しているため財務体質の改善が必要であり、新規事業の展開と合わせて既存の理美容事業を立て直すことで収益を安定させ、継続的な営業利益及びプラスの営業キャッシュ・フローの計上により継続企業の前提に関する注記を解消できる体制を構築することを目的とすることについて、全体としての資金調達の必要性は及び相当性は認められる。

#### ②出版事業の譲受けに関する必要性及び事業譲受価額の相当性

貴社は、持分法適用関連会社であったモール・オブ・ティーヴィーにおいて出版事業の業績改善が遅れていることから、平成27年10月28日付で同社株式の一部を割当予定先である丁 廣鎮氏に売却している。しかしながら、ジャック・メディア・キャピタルにおいて商標「Soup. plus+」を付与することにより収益を得るライセンス事業を出版事業と同時に譲受けることで、雑誌単体ではなくライセンス事業及びそのブランドを利用した物販事業を行う目算が立ち、その結果新規事業及び既存の理美容事業を総合的に運営することで、相乗効果を狙ったビジネスモデルの構築が可能だという貴社の判断について、貴社において財政状況の早期の黒字化が急務である現状を鑑みると、その相当性は認められる。また、譲渡価額は第三者機関である櫻井公認会計事務所（住所：東京都北区赤羽南二丁目21番地1号）において事業価値が算定されており様々な業種での展開が考えられる商標

「Soup. plus+」を使用したライセンス事業における成長性及び最低保証収益並びに出版事業におけるライセンス事業及び物販事業との相乗効果を検討した場合の事業計画を勘案した結果、簿価純資産額及びDCF方式による現在価値により算定された譲渡価額について、その相当性は認められる。

#### ③調達方法の相当性

第三者割当増資を選択した理由については、現状の貴社の財政状態及び業績での融資、また新規事業立ち上げという資金使途での融資を金融機関から取り付けることは難しい状態であること並びに営業赤字を継続している業績、無配が続いている現状及び現在の市場環境等を勘案した場合、公募増資や株主割当による新株又は新株予約権に対する申込希望者が見込めないことから合理的な判断であると認められる。また、新株式と新株予約権を並行募集することに関しては、割当予定先との協議により、当該割当予定先は新株予約権を株価等の市場動向を考慮した上で、貴社の新たなブランドの取得計画に合わせて段階的に行使するよう努力されるため、資金調達の不確実性は残るものの、株式の希薄化が資金需要の発生時期及び規模に応じて段階的に進むことから、その相当性は認められる。

#### ④発行条件の相当性

本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額については、原則として市場価格が貴社の株式価値を反映していると考えられ、直近の貴社株価に異常又は恣意的な変動があると認められないが、貴社の経営状況が良好とは言えない中で割当予定先との協議により一定のディスカウントをすることはやむを得ないため、貴社取締役会決議日の直前営業日の株

式会社東京証券取引所 J A S D A Qスタンダード市場における終値を参考に、ディスカウント率を9.57%で設定する選択は合理的な判断であると認められる。また新株予約権の発行価額は、第三者機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングにおいて一定の条件を置いた上で、新株予約権の発行条件に従い、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定している。当該算定は、前提とする事実関係における誤りはなく、算定内容も一般的な手法であるため、当該算定結果を基礎とする発行価額は、相当なものであると認められる。

⑤割当予定先の相当性

割当予定先である丁 廣鎮氏は貴社の主要株主である株式会社ジャックの代表取締役であり、同じく割当予定先である明日クリエイトは出版事業の譲渡先であるモール・オブ・ティーヴィーの主要株主である。両者とも事業の一部譲受に伴うブランドの構築及び新規事業の展開について理解を示している。また保有方針について、丁 廣鎮氏は貴社グループの企業価値向上を目的として長期保有するが、支配株主に該当しないよう市場動向に配慮しながら取得した株式の一部を売却していくことを表明しており、また明日クリエイトは純投資を目的として株式の長期保有又は企業支配の意思はないことを表明していることから、割当予定先及びその保有方針は合理的であり、既存株主に対する大規模な希薄化が生じることを考慮しても、相当なものであると認めることができる。なお丁 廣鎮氏は平成22年6月25日まで貴社代表取締役会長兼社長を就任していたが、同氏に貴社を支配する意思がないこと及び貴社が展開する新規事業の中心となるライセンス事業に関するアドバイスが見込めること等の理由により、貴社の元代表取締役に対して本新株式及び本新株予約権を割り当てることについて、その相当性は認められる。

⑥既存株主への影響

本第三者割当増資は、既存株式の希薄化率が96.14%であり、既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。しかしながら、貴社が今回の第三者割当増資を行わなかった場合、現状の自己資本比率及び継続的な営業赤字を鑑みると経営に支障をきたす可能性が高まる状態である。したがって希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当増資を行い、事業の譲受けにより新規事業を展開することは、今後貴社が継続的に営業黒字及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上する体制を構築するのに必要な手段であると考えられる。その結果、本第三者割当増資は既存株式の価値を向上するために有効な手段であり、かつ、適正な手続きを踏んだうえで実施される予定であることから、相当性を有すると考える。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の実績(連結)

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高(百万円)	638	466	324
営業利益(百万円)	△16	8	△29
経常利益(百万円)	△50	6	△66
当期純利益(百万円)	△59	△7	△61
1株当たり純利益(円)	△9.66	△1.22	△10.07
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	15.97	15.01	5.01

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成27年3月31日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	6,119,890株	100.00%

現時点の転換価格（行使価格） における潜在株式数	500,000株	8.17%
下限値の転換価格（行使価格） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価格（行使価格） における潜在株式数	—	—

### （3）最近株価の状況

#### ①最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始値	95円	75円	78円
高値	101円	153円	217円
安値	62円	67円	71円
終値	75円	77円	156円

#### ②最近6ヶ月の状況

	平成27年 8月	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月
始値	132円	108円	105円	115円	112円	95円
高値	135円	118円	129円	116円	117円	100円
安値	87円	97円	103円	109円	88円	74円
終値	109円	104円	115円	112円	98円	87円

#### ③発行決議日の前営業日における株価

	平成28年2月26日
始値	98円
高値	98円
安値	94円
終値	94円

### （4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

## 11. 発行要領

別紙の通りとする。

## II. 主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動について

### 1 異動が生じる経緯

本新株式の第三者割当増資の効力発生により、以下の通り主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が発生する見込みであります。

### 2 異動する株主の概要

- ① 新たに主要株主である筆頭株主になるもの  
 名称 丁 廣鎮  
 住所 神奈川県横浜市

- ② 新たに主要株主になるもの  
 名称 株式会社明日クリエイト  
 住所 福岡県福岡市中央区港一丁目9番10号

- ③ 主要株主である筆頭株主及び主要株主でなくなるもの  
 名称 株式会社ジャック  
 住所 東京都港区赤坂六丁目15番11号

3 当該株主等の所有株式数（議決権数）及び総株主の議決権に対する割合

(1) 丁 廣鎮

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前	－ 個 (－ 株)	－ %	－
異動後	23,530個 (2,353,000株)	24.39%	第1位

(2) 株式会社明日クリエイト

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前	－ 個 (－ 株)	－ %	－
異動後	11,765個 (1,176,500株)	12.19%	第2位

(3) 株式会社ジャック

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前	6,752個 (675,200株)	11.04%	第1位
異動後	6,752個 (675,200株)	7.00%	第3位

(注) 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 1,290株  
 平成27年9月30日現在の発行済株式数 6,119,890株  
 上記異動後の所有株式数及び総株主の議決権の数に対する割合は、平成27年9月30日現在の総株主の議決権数に、本第三者割当増資で増加する株式数を加算して算出しております。

4 異動予定日

平成28年3月24日

5 今後の見通し

当該異動による当社業績への影響はありません。

【別紙 1】

第三者割当による募集株式の発行要領

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類              | 当社普通株式 3,529,500株   |
| (2) 払込金額                 | 1株につき85円  |
| (3) 払込金額の総額              | 300,007,500円  |
| (4) 増加する資本金及び<br>資本準備金の額 | 資本金 金150,003,750円<br>資本準備金 金150,003,750円                                |
| (5) 申込期日                 | 平成28年3月24日  |
| (6) 払込期日                 | 平成28年3月24日  |
| (7) 募集の方法及び割当株式数         | 第三者割当の方法により、丁廣鎮氏に2,353,000株を、株式会社明日クリエイトに1,176,500株を割り当てる。              |
| (8) 払込取扱場所               | 株式会社三菱東京UFJ銀行 赤坂支店  |
| (9) その他                  | ①上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。<br>②上記新株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。 |

以上

【別紙2】

第7回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社第7回新株予約権（以下、本新株予約権という。）
2. 新株予約権の払込金額の総額 金1,341,210円
3. 申込期日 平成28年3月24日
4. 割当日及び払込期日 平成28年3月24日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当増資の方法により、全ての本新株予約権を丁廣鎮氏に割り当てる。
6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は2,353,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 新株予約権の総数 23,530個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金57円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金85円とする。但し、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left[ \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right]}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成 28 年 3 月 24 日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成 30 年 3 月 23 日までとする。但し、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することになるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（本要項第 9 項第(2)号に定める行使価額とする。但し、行使価額が第 10 項によって調整された場合は調整後行使価額とする。）の 180% を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する 通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 57 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

#### 14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加

限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

#### 18. 行使請求受付場所

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 業務管理統括本部

#### 19. 払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 赤坂支店

#### 20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

##### ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

##### ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

##### ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

##### ④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 16 項に準じて決定する。

##### ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

##### ⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

##### ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

##### ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上